

骨子案文検討票

NO. 4 -

骨子案内容	テ - マ 項目	火災から身を守る 出火や延焼の防止	
	骨子案	主語	(出火や延焼の防止)
		県民、事業者等	1 県民、事業者等は、地震による火災の発生を防ぐため、地震が発生したときに、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、次の行動をとるよう努めなければいけません。 (1)火気の使用を停止すること。 (2)ガス栓を閉めること。 (3)電流制限器(ブレーカー)により電流を遮断すること。
		県民、事業者等	2 火災が発生したときは、県民、事業者等は、自らの安全の確保や避難に支障がない限りにおいて、消火や延焼の防止に努めなければいけません。
解説案	課題	火災による人的被害は150人の死者、570人の負傷者が発生し、物的被害は全壊2,700棟と想定されています(第2次高知県地震対策基礎調査 H16.3)。  消防法第25条には、火災発生時における関係者の消火、延焼防止及び人命救助の義務、これに対する現場附近にある者の協力義務は規定されていますが、火災を発生させないための防止行動についての規定はありません。地震発生時の火災の防止のための行動指針を示す必要があります。 同時多発の火災が予想される大規模地震時には、消防関係機関の対応が迅速に行われるとは限らないため、自分自身のみならず近隣の方の生命、身体及び財産を守ることにつながる消火や延焼の防止も、自ら又は他者と助け合って行う必要があります。	
	対策	火気の使用の停止、ガス栓の閉鎖、電流制限器による電流の遮断 初期消火と協力(地域防災計画(震)3-7-1:住民、自主防災組織、市町村、防災機関)	
関連事項	施行日	公布日・その他の日( )	
	規則の要否	<input checked="" type="radio"/> 要 <input type="radio"/> 不要	(主な規定事項)
	項目の出所等	意見提出用紙 <input checked="" type="radio"/> 県民WS <input checked="" type="radio"/> 検討会意見(シ- HNO.28) <input checked="" type="radio"/> 過去の地震からの教訓 <input checked="" type="radio"/> 地域防災計画 <input type="radio"/> 地域目標 <input type="radio"/> その他	
検討会での協議内容	主な意見		
	協議結果	原案OK 修正 他の対策に変更 テ - マからはずす 追加	
備考			
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		

骨子案文検討票

NO. 4 -

テ - マ 項目	火災から身を守る 火災への備え / 防火訓練の実施等	
	骨子案	<p>主語</p> <p>(火災への備え)</p> <p>県民、事業者等</p> <p>1 県民、事業者等は、消火器等の初期消火に必要な用具の設置と適正な管理に努めなければいけません。</p> <p>県</p> <p>2 県は、市町村、消防本部等と連携して、火災の予防や火災から身を守るために必要な知識の啓発に努めます。</p> <p>(防火訓練の実施等)</p> <p>自主防災組織、事業者等</p> <p>1 自主防災組織、事業者等は、消火、通報、避難等の防火訓練を行うよう努めなければいけません。</p> <p>県民</p> <p>2 県民は、防火訓練に積極的に参加し、火災から身を守るために必要な知識や、消火器、可搬式動力ポンプ等の消火用資機材の使用方法や消火技術の習熟に努めなければいけません。</p>
骨子案内容		<p>解説案</p> <p>課題</p> <p>火災による人的被害は150人の死者、570人の負傷者が発生し、物的被害は全壊2,700棟と想定されています(第2次高知県地震対策基礎調査 H16.3)。</p> <p>消防法施行令第10条において、消火器又は簡易消火用具を設置すべき防火対象物等は規定されていますが、各家庭における消火器等の初期消火に必要な用具の設置等の定めはありません。</p> <p>「自らの安全の確保に支障がない限りで」とはどのような範囲であるか、火災からどう身を守るかなどについてなどの県民啓発等を行っていく必要があります。</p> <p>消防法第8条において、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物等については、消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施が義務づけられていますが、地域における防火訓練については推進していく規定がありません。また、消防計画の作成を義務づけられていない事業者も当然規定がありません。防火対象物等に関わる人以外が、消火器等の消火用資機材の使用の仕方について習熟する機会がなかったため、その機会を増やす必要があります。</p>
	<p>対策</p> <p>消火器等の設置及び適正な管理 火災予防の啓発 (地域防災計画 (震)2 - 2 - 1 :市町村、消防本部等、地域防災計画 (火災)1 - 1 - 3 県、市町村) 地域における防火訓練の実施及び県民の参加</p>	
関連事項	<p>施行日</p> <p>公布日 <input checked="" type="checkbox"/> その他の日 ( )</p>	
	<p>規則の要否</p> <p>要 <input checked="" type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/></p> <p>(主な規定事項)</p>	
	<p>項目の出所等</p> <p>意見提出用紙 <input checked="" type="checkbox"/> 県民WS <input checked="" type="checkbox"/> 検討会意見 (シー HNO.28) <input checked="" type="checkbox"/> 過去の地震からの教訓 <input checked="" type="checkbox"/> 地域防災計画 <input checked="" type="checkbox"/> 地域目標 <input checked="" type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/></p>	
検討会での	<p>主な意見</p>	

協議内容	協議結果	原案OK・修正 他の対策に変更・テ - マからはずす 追加	
備考	すでに消防法の規定の適用を受けている者に対して、法の効力を弱める規定と解してはなりません。		
作成履歴	作成日		
	修正日		
	確定日		